

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	人事課

契約業者名・住所	富士通 J a p a n株式会社 東日本公共ビジネス統括部（千葉）・千葉県千葉市中央区新町3番地13号
工事等の名称	庶務事務システム追加機能導入および人事給与システム追加改修業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種別	情報処理－システム開発
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	26,818,000円
工事等の概要	年末調整の申告や扶養・通勤等の手当の届出機能を職員自らシステム上で申請できるよう機能追加を行うことに伴い、庶務事務システムおよび人事給与システムの改修を行う。
随意契約の理由	<p>庶務事務システム追加機能導入および人事給与システム追加改修業務委託事業者の選定にあたっては、庶務事務システムに年末調整や各種手当申請等の追加機能を導入し、人事給与システムへの連携が必要になる等、広範囲にわたるシステム改修が必要と見込まれ、松戸市の庶務事務システム及び人事給与システムの構成を熟知していることやデータベース、コード定義を理解していることが必要となる。</p> <p>本業務に係る事業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大きく、富士通 J a p a n株式会社にあつては、前条件をクリアするとともに、庶務事務システムの導入及び保守事業者であり、環境・設定作業等を熟知しているため、最も適切な事業者であるといえる。</p> <p>従って、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用し、富士通 J a p a n株式会社を相手方として随意契約とすることが妥当であると思料する。</p>